

人口の動き

	3月1日現在
総人口	37,317人
男	18,436人
女	18,881人
(昨年同月)	+593)
世帯数	9,519戸
(昨年同月)	+291)
住民登録人口より	



さあ新学期！

交通事故に注意して

としておくとべんりです。

交通安全教室

三月十一日、蜂屋小学校で交通安全教室が開かれました。

これは、今月から中学校へ入学する六年生を対象に開かれたもので、正しい自転車の乗り方をみっちり学びました。

広報メモ



さくらが咲いて、ようやく春らしくなったと思うと、急に「寒のもどり」といわれる寒い日が訪れることがあります。四月は、まず気温の上下のはげしいことを頭に入れて生活しましょう。

各地から花便りもにぎやかになりました。いよいよ行楽シーズンということですが、四月は気温の変化が荒っぽく、突然、花見客をふるえ上がらせるような寒さがやってきたり、山ぞい地方にはまだ霜を降らせて思わぬ被害を受けるなど…。

遠出をするときは、天気予報によく注意して下さい。一方強風による春の火災は、これまでも数多くの例があります。とかく浮き浮きする季節ですが、外出するときは火の元につけなければなりません。また、他所から飛んてくる火の粉にも十分注意を。

▽春まつり…山之上・蜂屋・加茂野・伊深・三和・牧野(3日)太田(4日)加茂野今泉・駅前(6日)下米田(7日)古井・小山(13日)
▽入学式…市内小中学校(7日)

昭和50年度予算総額

41億

「豊かな郷土」建設

インフレと不況の併存という異常な経済情勢の中で財政の弾力性を失い地方財政の運営は極めて厳しい状態となつてまいりました。最近、人々の生活価値観は、ただ単に物質的な豊かさを求めるだけでなく、精神的な意味をも含めて「人間」としての生活の豊かさ、社会的に「生き甲斐」のある生活を求めており、これはすべての市民の願うところと存じます。

健康で安全かつ快適な生活ができる環境を確保し、より以上の努力と決意をもって当らなければならぬと存じます。二十周年のメインテーマである「そだつ伝統・ひろく未来」をしっかりと守り、市百年の大計に立つて郷土愛の精神のもとに渾身の努力を傾注し、後世に悔のない意義ある年とするため、財政窮乏の中で創意工夫し市民福祉と人づくりの教育を重点とした諸施策を推進したいと思ひます。



まず、福祉面では孤独な生活と新しい社会との断絶感にある老人対策を始め、重度心身障害児等に対する措置費の増額、また、旧来の社会福祉協議会の機構、組織を

改善し福祉活動の推進強化を図るため社会福祉協議会を法人化し、住民を主体とした自主的で積極的な福祉活動を展開し、市民総ぐるみの福祉向上に努めるべく民生費に六億四千万円を計上いたしております。また、教育面では児童、生徒が真剣に勉学に取り組み、健やかなる心身の鍛練が全うできる環境を与えることが第一である

信し、新設山手小の屋内体育館、東中校舎の増設、山之上、三和小のプール建設を進め、また、中濃体育館を拠点とする体育施設の充実を図り、健全な体力の増進と不屈の精神を養い、明るく豊かな町を築くべく教育費には五億三千万円を計上いたしております。

この他、木曾川右岸用水事業に関連した近代化農業の振興、あるいは環境保全に力を入れ、公害追放に強い姿勢で望むとともに道路交通網の整備、市民の悲願である交通事故撲滅を図り、全市民が健康で明るくいるおいのある町美濃加茂市を目指して、より一層の努力をする決意でございます。

お 知 ら せ

市民と市長の面談日
4月23日(水)
午前9時～12時

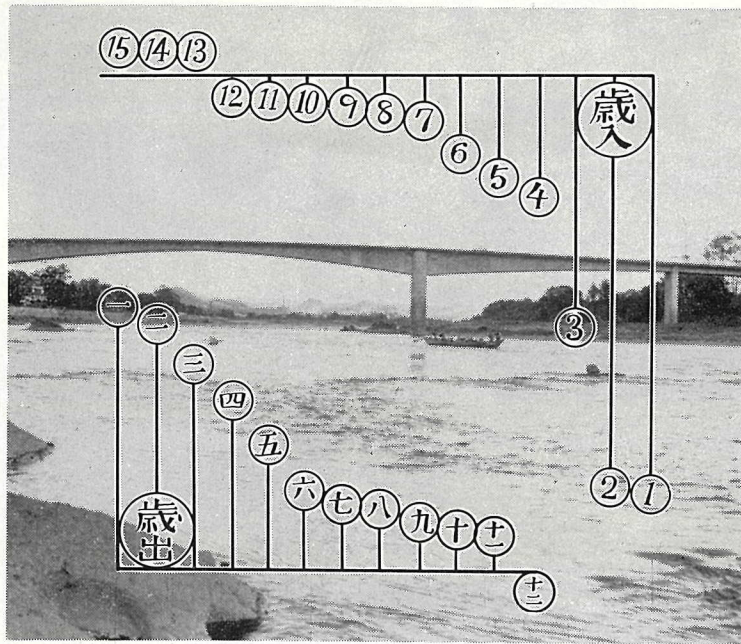
農地改良事業内
土地改良事業内
農営土地改良事業施行区域で農地の売買をした場合、土地改良法(第四十三条)により届出しなければなりませんので、農地の売買をされた方は手続きをして下さい。用紙は市土地改良区事務局、または各工区長宅にあります。

農地売買に届出
土地改良事業内
農営土地改良事業施行区域で農地の売買をした場合、土地改良法(第四十三条)により届出しなければなりませんので、農地の売買をされた方は手続きをして下さい。用紙は市土地改良区事務局、または各工区長宅にあります。

942万6千円

- 一般会計……30億8,041万8千円
- 特別会計……4億5,812万円
- 公営企業会計……5億7,088万8千円

市議会第一回定例会は、三月十日から二十二日まで開催され、昭和五十年一般・特別会計予算や市上水道給水条例の一部改正(関連④頁)加茂休日急患診療所組合の設置(関連⑥頁)など三十二議案が可決、承認されました。



歳出の項目別は次のとおりです。
【議会費】議会の運営に七、三二四万七千円
【総務費】交通安全対策など総務管理費に三億二、八〇二万八千円
徴税費に七、八二〇万四千円
戸籍住民基本台帳費に二、二四二万一千円
選挙費に一、三一五万七千円
統計調査費に四二万三千五百円
監査委員費に五万七千三百円

【民生費】社会・老人・身障精薄者福祉、国民年金業務など社会福祉費に二億七、三六六万六千円
保育所維持管理、児童手当など児童福祉費に三億四九万九千円
生活保護費に七、二一九万円
災害救助費に一万円
【衛生費】妊産婦の健康管理や結核など予防注射、公害対策など保健衛生費に三億四、七六〇万円

【公債費】一億一、八九八万八千円
【予備費】五〇〇万円
【特別会計】国民健康保険会計
四億四、二八三万三千円
簡易水道会計
四五〇万七千円
土地区画整理会計
一、〇七八万円
公営企業会計
上水道事業会計
五億七、〇八八万八千円

△歳入 ①市税一億八、一八一万円 ②地方交付税一億七、〇〇〇万円 ③国庫支出金一億五、四三三万七千円 ④諸収入一億二、九五五万七千円 ⑤県支出金一億九、四四五万七千円 ⑥市債一億三、三三〇万円 ⑦使用料・手数料六、七七三万円 ⑧繰越金六、〇〇〇万円 ⑨分担金・負担金四、六六四万円 ⑩自動車取得税交付金一三、五〇〇万円 ⑪地方譲与税一、三〇〇万円 ⑫財産収入一、〇〇〇万円 ⑬交通安全対策特別交付金一四、〇〇〇万円 ⑭繰入金一、〇〇〇万円
▽歳出 (一)民生費一億六、六三三万五千円 (二)土木費一億一、三八〇万円 (三)教育費一億五、〇五二万円 (四)総務費一億四、六六一万円 (五)農林業費一億二、六六七万円 (六)衛生費一億四、九二九万円 (七)公債費一億一、八九八万八千円 (八)消防費一億二、八二一万円 (九)商工費一、九三九万円 (十)議会費一七、三二四万円 (十一)災害復旧費一五、七六〇万円 (十二)予備費一五、〇〇〇万円

農地法の改正(昭和45年10月)後、新しく農地の賃貸借の契約をする場合の小作料は、当事者間で定めることになりました。そこで市農業委員会では、昭和46年3月から契約の時の目安となるべき小作料の標準額を定めています。経済の事情などで今回これを改訂することになり、3月12日の農業委員会改訂し公示しましたので、今後契約される場合は、これを標準として小作料を決めることとなります。なお、昭和45年9月30日以前の契約に基づく小作料については昭和55年9月30日まで統制が継続されます。

お知らせ

小作料の標準額を改訂

【田の部】10坪当り
太田、古井、下米田、加茂野
上田11万7千円、中田11万1千円、下田11万6千円
蜂屋、山之上、伊深、三和
山之上、上田12万5千円、中田11万8千円、下田11万4千円
伊深、三和、上田11万3千円、下田11万2千円

【畑の部】10坪当り
太田、古井、下米田、加茂野
上畑9万9千円、下畑5万5千円
蜂屋、山之上、伊深、三和
上畑8千円、下畑4千円
この標準額にそれぞれ上・下2割を調整することができます。



婦人学級の最終日に意見発表する主婦たち

婦人学級

要望にこたえ開設

健康医学・子どもの教育学

新しい時代に生きる婦人は、どんな勉強に関心があるのかを知ることは、婦人自身の問題もありますが、同時に家族や地域社会にかかわることが多いといえるのではないのでしょうか。

そこで、市教育委員会、市連合婦人会では、一般公募により毎月

一回婦人学級を開いてきました。その最終回に参加した学級生を対象に「今後どんなことを勉強したいか」についてアンケートしてみました。

三十九項目から六項目を選んで年代別に順位をみますと：

- ①夫婦、親子関係をよくする②よりよい女、妻、母への研究③婦人の健康医学④性格の変化⑤主婦の話し方⑥人間の幸福論

- 【四十歳代】①身近な法律問題②婦人の健康医学③冠婚葬祭の現代的エチケット④嫁、姑の座の研究⑤料理教室⑥文化教室（手芸、茶華道など）

- 【五十歳代】①婦人の健康医学②夫と妻の心理学③主婦の話し方④嫁、姑の座の研究⑤社会人の教育の意義⑥女の化粧とアグセサリー（魅力研究）

生活学校

この学校は、主婦として消費者として最も関心の深いこと（自然食品、洗剤、食品公害、医薬品、くらしと経済、工場見学など）について学び、活動をすすめるもの。この学校もただいま参加希望者を募集しています。

ただいま募集中

これらに続いて、子どもの教育学や郷土史研究も多くあり、反省会では「今後もぜひ開設してほしい」という要望が非常に多く、また、開催は月一回の午前中がよいと答えた人が九十五人もありました。

婦人学級、婦人大学の開設要項

は次のとおりです。

場所 産業文化会館

期 間 五月～五十二年二月

定 員 八十名（定員で締切）

参加費 四月末日が申込期限 年間五〇〇円

申込先 市教委社会教育課

（電話二二二一内線三二二）

なお、婦人学級、婦人大学の学習内容は、開設中に参加者の要望により一部変更することがあります。

水道料金が値上げ
高まる給水需用に
新たな水源を開発



佐口配水池(山之上町)の水道管理設工事

市議会第一回定例会で、上水道簡易水道給水条例の一部が改正され四月から料金が値上げされます。市の上水道は、昭和三十三年に木曾川水系飛騨川を水源として、太田、古井を給水区域として創設され、当初は給水人口一万五千五百人、一日最大給水量は四千五百㎥、水利権（建設大臣が許可したもの）五千四百㎥でありましたが、その後の給水人口は増加の一途をたどり施設、水利権の増加（昭和五十二年三月末日までの期限つき暫定水利権四千九百㎥）などにより現在給水人口約二万二千人、一日最大給水量一万三千㎥です。給水量は、住宅の増加、あるいは井戸水からの切替え、更に生活環境の変化にともない、一人一日当りの使用量も増加し給水需用は

現在の施設能力や水利権（暫定水利権）などを考えてみますと、これ以上の給水はおろか将来的に現状維持も不可能な状態です。これを解決するためには新たな水源を開発しなければ、その受給に足りませんが、飛騨川、木曾川ともに水利権は最高限度に達しているため、他所に水源を求めなければならない現状となっています。市は、浄水場で浄化された水を山之上地内に配水池を造り受水し現在埋設してある上水道配水管に接合し、豊富で安定した水を皆さんに供給しご要望に添うべき事業を推進しています。しかし、これらの事業については、巨額な設備投資が必要であります。水道事業は、公営企業法の規定によって独立採算制を原則として運営されています。この経費は、すべて利用者で負担していただくことになっていきますので、これを既利用者と新規加入者で公平かつ適正な料金等で負担をしていただくことに市議会で議決されました。

主な改正点は次のとおりです。

分担金（新規給水申し込み）		従量料金		基本料金	
13mm	100,000円	20mm以下	10㎥をこえる分1㎥につき65円	1 3mm	530円
20mm	200,000円	25mm以上	1㎥につき65円	2 0mm	530円
25mm	250,000円			2 5mm	800円
40mm	600,000円	計算例①		4 0mm	2,000円
50mm	1,000,000円	口径18mmで1ヶ月15㎥使用した場合		5 0mm	3,300円
75mm以上	市長が別に定める	基本料金 530円 + (15㎥ - 10㎥) × 65円 = 855円		7 5mm	6,600円
		計算例②		1 0 0mm	10,000円
		口径25mmで1ヶ月30㎥使用した場合		1 2 5mm	20,000円
		800円 + (30㎥ × 65円) = 2,750円		150mm以上	

お知らせ
老人の居室に
増改築費を貸付
県では、60歳以上の老人と同居し老人の専用居室を必要とする方に、その増改築整備資金の貸付をしています。
貸付限度額：50万円
償還期限：10年以内
償還方法：月賦または半年賦
利率：年3割
申請期限：4月1日～5月31日
貸付の決定および額については、老人の年齢、身体的状況、家族構成、家屋規模などが考慮されます。また身体障害者（1級・3級）にも貸付をしています。詳しくは市福祉事務所へ。
生命を守る
献血にご協力を
私たちの生命は、常にいろいろな危険にさらされており、いつ輸血を必要とする事態が起きるかもしれません。輸血に必要な血液の確保は、重い病気や大ケガで苦しんでいる人、そしてあなた自身の生命を守ります。
このようなことから、みなさん進んで献血にご協力下さい。
15日 市役所前 10時～12時
古井駅前 2時～3時

種痘予防接種

次のとおり種痘（ほうそう）の予防接種を実施しますので、該当者および2歳未満の未接種は、この機会にぜひ接種して下さい。
▽該当者 昭和48年11月1日～49年5月31日までの出生者

不燃物の収集日

日接	場所	時間
4/15	加茂野連絡所	1・30～2
	下米田連絡所	3～3・30
	蜂屋連絡所	1・30～2
	伊深連絡所	2・30～3
16	山之上連絡所	3・30～4
	下古井公民館	1・30～2
	上古井公民館	3～3・30
17	産業文化会館	1・30～2
18	三和診療所	3・30～4
4/21	上古井地区	
22	下古井・下米田地区	
23	太田地区（東町・北町西町）	
24	太田地区（深田・下町・中町・上町）加茂野地区	
25	山之上・蜂屋・伊深・三和地区	

区分 月別	実施種目	該当者
4月	痘種	48.11.1~49.5.31生
	狂犬病	飼犬
	献血	希望者
5月	日本脳炎	1期 46.4.1~47.3.31生
		2期 4歳以上の希望者
	小児マヒ	1回目 49.7.1~50.1.31生
		2回目 49.2.1~49.6.30生
6月	乳児健康診査	49.5.1~50.4.30生
	結核健康診断（レントゲン）	一般住民
7月	献血	希望者
	結核（ツベルクリン・BCG）	48.7.1~49.6.30生
8月	胃ガン検診	希望者
9月	痘種	49.6.1~49.10.31生
	3歳児健康診査	46.10.1~47.9.30生
10月	狂犬病	飼犬
	小児マヒ	1回目 50.2.1~50.6.30生
		2回目 49.7.1~50.1.31生
11月	第2次結核健康診断（レントゲン）	一般住民
	インフルエンザ	3歳以上希望者
	二種（ジフテリア・破傷風）混合（1）	49.9.1~50.8.31生
12月	〃（2）	〃
	献血	希望者
51年 1月	二種混合（3）	1期 49.9.1~50.8.31生
	〃（もれ）	2期 48.9.1~49.8.31生
2月	〃	〃
	献血	希望者
3月	子宮がん検診	〃



ママ忘れないでね

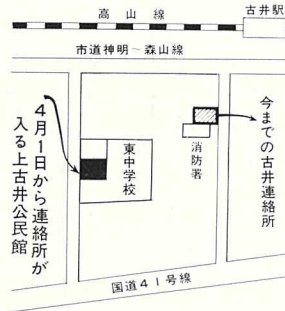
・種痘、小児マヒ、BCGの予防接種を受ける人は、その前後一カ月間「はしか」の予防接種を受けられません。
・注射の前には必ず体温を計り母子手帳を持参。
・詳しくは市環境衛生課までおたずね下さい。

50年度計画表 各種予防接種

お知らせ

古井連絡所が、東中学校横の上古井公民館内に移転することになり、四月一日から古井地区の連絡所業務の一切を行うことになりました。地区のみなさんには何かとご迷惑をおかけしますがよろしく願います。

・古井連絡所（電⑥二〇五八）
（有 四八〇四）



古井連絡所が上古井公民館へ移転

古井連絡所が、東中学校横の上古井公民館内に移転することになり、四月一日から古井地区の連絡所業務の一切を行うことになりました。地区のみなさんには何かとご迷惑をおかけしますがよろしく願います。

50年度年金と再開50年度年金の二つは、国民年金が発足した当時（昭和36年4月）に、10年年金に加入されなかった方で、明治39年4月2日から明治44年4月1日まで生まれた人が、希望して加入できた年金制度（老齢者特令）です。

年金加入者へ・請求、納付をお忘れなく

今年は1年前納ができます

納付期限 4月21日

昨年は保険料の中途改正で前納ができませんでした。今年から保険料を改正する時は4月となり1年前納ができます。

前納されず、納め忘れがなくな手間ははぶけ、そのうえ納付金額が割引きされます。

昭和51年3月分までの一年間の前納を希望される方は、4月21日までに市役所、各連絡所、または市指定の金融機関へ納付して下さい。



県議会議員選挙の投票日は4月13日です。今回の選挙は、明るい選挙の推進が一層叫ばれる中で全国統一した投票日に行われること、重度身障者が自宅で投票できるなど意義ある選挙ですので棄権のないようにして下さい。

・投票時間…午前7時～午後6時。
・投票日に都合の悪い方…不在者投票
不在者投票は、4月12日までの午前8時30分から午後5時まで、市役所、各連絡所（土曜の午後、日曜日は市役所）で行っています。
・入場券…4月7日ごろまでに各家庭にお届けしますが、万一届かない時は市役所または連絡所まで連絡下さい。
・開票…13日、午後7時、中濃体育館。

加茂保健所に 休日診療所

日曜在宅医制は廃止

休日における急病患者の診療を行うところ。休日日診療所の主な内容は次のとおりです。

市議会第一回定例会で、加茂休日診療所組合の設置が決まり、四月六日から「休日診療所」が、加茂保健所内に開設されます。この診療所は、従前の日曜在宅医制度の廃止により新しく開かれるもので、休日における急病患者の診療を行うところ。休日日診療所の主な内容は次のとおりです。

・診療科目…内科、小児科、診療日…毎週日曜日と祝祭日
・診療時間…午前九時～十二時
午後一時～四時

・場所…市内太田町 加茂保健所内（電⑥七一四五）

・料金…健康保険法に定める料金を休日診療代、〇〇〇円が加算されます。健康保険、国民保険の保険証を持参して下さい。なお、老人医療、乳幼児医療など法定外医療を併用の方は、その受給証を持参して下さい。

・利用者…休日急病になった人で、応急処置を必要とする方。（継続して主治医の診療を受けている人や、応急処置を必要としない軽症の不慮患者は、重症者の迷惑になりますので遠慮下さい）

・往診はいたしません。

・診療体制…加茂医師会から医師、薬剤師、看護婦、事務員各一名



休日診療所が開設される
加茂保健所（太田町）

お知らせ

地方税法が改正・税負担の軽減

地方税法の一部が次のとおり改正され、税負担が軽減されます。

【市・県民税】

昭和49年度所得税法の改正に伴い給与所得控除額の大幅引上げによる税負担の軽減のほか、所得控除額が次のように引上げとなり、夫婦二人の給与所得者の市・県民税の課税最低限度額が現行の101万6千円から121万8千円になりました。

▽控除適用要件の引上げ
配偶者、扶養控除の適用要件となる所得の限度額を20万円以下（現行15万円）に引上げ、給与収入（パート等）で63万7千5百円までは、配偶者、扶養控除の適用が受けられます。

▽寡婦の認定範囲の引上げ
扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（18万円）
配偶者控除 19万円（18万円）

▽扶養親族のない寡婦についての適用が受けられる範囲が年間所得300万円以下（現行150万円）に引上げられました。

▽非課税範囲の拡大
障害者 未成年者、老年者、寡婦で非課税となる所得限度額が60万円（現行50万円）に引上げられました。

▽所得控除の引上げ
基礎控除 19万円（1

あの日

(4)

板垣退助、太田へ

明治維新のあと、薩長出身者を中心とした新政府に対し、国民の不平不満の聲が高まり、自由民権運動がおこってききました。板垣退助は、早くから政府に対し、国会を開設して世論を政治に反映させるよう申し立てていました。そして、明治二十三年を期して国会を開設することが決まると「自由党」を結成して総理（総裁）に就任、全国遊説の旅にのぼりました。

明治十五年三月末、板垣は名古屋から岐阜県にはいり、多治見―岩村―中津川を経て、四月四日、同志をひきつれ、人力車を連れかねて、太田町にやってきました。

太田町に着いた板垣は、同志であり、県会議員であった旧太田宿脇本陣林小一郎家に入りました。板垣は、家の前で、出迎えの人たちに向って「諸君！」と呼びかけたという事です。当時六才であった長男魁一少年は、板垣のつれてきた小牛ほどもある大きな犬を見てびっくりしました。犬は家の裏につながれました。

その夜、祐泉寺で、林小一郎が世話人となって開かれた懇親会は二、三百人の参会者を得て、大盛会のうちに終わりました。

太田に二泊した板垣は、翌五日



板垣退助が宿泊した林家

再び人力車を走らせ、岐阜へ向いました。板垣が刺客に襲われ「板垣死すとも自由は死せず」と叫んだといわれる事件がおこったのは四月六日のことです。（林魁一翁聞きとり、岐阜県史その他による）

中濃体育館だより



月	日	曜	行	事
4	6	日	市交通少年団結式	
	11	金	自動車整備管理者講習会	
	13	日	県議会議員選挙開票	
	15	火	グラント抽せん（ナイター含む）	
	20	日	休日を体育館で	
	27	日	青江美奈ショウ	
	30	水	市農協総代会	

休館日 9・23日

ナイターテニスを
どうぞ！



中濃体育館敷地内に全天候型テニスコートが3月21日にオープンしました。このコートはグリーンとエンジの美しいカラーコートで、平均200ルクスの夜間照明がついています。待望のスポーツシーズンです。軟式にも硬式にも使用できますから優雅なテニスで健康な日日をどうぞ。使用についての詳細は管理課へお問合せ下さい。

お知らせ

今月の相談

妊婦学級	10・24日 中央公民館 1時～4時
成人病相談	15日 下米田連絡所 9時～11時 1時～3時
為岡公民館	18日 山之上連絡所 1時～3時
育児相談（5月）	2日 上古井公民館 1時～3時
心配ごと相談	毎週木曜日 午後1時～4時 中央公民館 秘密厳守 巡回相談 加茂野連絡所（14日）
結婚相談	毎週土曜日 午後1時～4時 産業文化会館 秘密厳守
高齢者無料職業紹介所	11日 市役所 午後1時～4時

今月の納期

4月30日限り
固定資産税Ⅰ
国民健康保険料Ⅰ
軽自動車税

狂犬病予防注射

次の日程で狂犬病予防注射を実施しますので、飼育者は必ず注射を受けさせて下さい。

17	16	15	4/14
中川浦公民館 2・15・2・30	三和連絡所 1・30・1・15	大洞公民館 11・30・45・15	伊深連絡所 10・15・10・30
下則友公民館 10・9・10・15	蜂屋連絡所 9・30・9・15	伊瀬公民館 3・45・3・30	南坂公民館 3・15・3・30
山之上実農協 1・45・1・30	佐口公民館 11・12・12・45	上古井公民館 9・45・10・30	川合東公民館 9・9・9・30
下古井公民館 1・1・3	下古井公民館 11・45・12・30	牧野公民館 11・15・11・30	信友公民館 9・9・9・15
鷹之巣公民館 3・15・3・30	稲辺公民館 2・45・3・30	加茂野連絡所 2・2・2・30	木野公民館 1・30・1・45
中濃体育館 9・12			

登録料 300円（二頭）
注射料金 460円（一頭）